

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」記録業務基本計画

特別国民体育大会の記録業務は、「特別国民体育大会記録業務基本方針」に基づき、鹿児島県実行委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

1 対象競技

特別国民体育大会における正式競技及び特別競技とする。

2 記録本部

県委員会及び会場地委員会は、「競技運営に関する情報」や「競技記録」（以下「記録情報」という。）を収集し、記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

(1) 競技記録本部

会場地委員会及び関係競技団体は、実施競技に関する記録情報を処理及び発表し、県記録本部へ送信するための競技記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、集約会場を決定する。

(2) 県記録本部

県委員会は、記録情報を処理及び発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務内容

(1) 競技記録本部

ア 記録情報の決定

競技記録本部は、競技の実施状況を把握し、記録情報を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

イ 県記録本部への送信

競技記録本部は、記録情報及び競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

ウ 競技会場における記録情報の発表

競技記録本部は、記録情報及び競技別総合成績を競技会場において発表する。

エ 集約会場

集約会場に決定された競技記録本部は、副会場の競技会場の記録情報及び競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

(2) 県記録本部

ア 記録情報の収集

県記録本部は、記録情報及び競技別総合成績を競技記録本部から収集する。

イ 記録情報の発表

県記録本部は、記録情報及び競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

ウ 都道府県総合成績の算出、発表

県記録本部は、収集した記録情報及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県委員会は、記録情報及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次により記録処理システムを構築する。

- (1) 記録情報及び競技別総合成績を競技記録本部又は競技記録本部集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 記録情報及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 記録情報及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

(1) 公開競技の記録業務

記録情報は、中央競技団体が県委員会へ報告する。

(2) デモンストラーションスポーツの記録業務

記録情報は、会場地委員会が県委員会へ報告する。

(3) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。